平成２３年（フ）第４７３号
静岡県富士市水戸島本町10―25　ダイヤパレスステーションサイト富士503号、住民票上の住所静岡県三島市寿町３番29号　寿マンション103
破産者　兼子　弘子
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
静岡県沼津市戸田2021番地の２、前住所静岡県沼津市戸田2021番地の１
破産者　山本　　樹
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１９９５号
福岡市南区野多目１丁目14番１―201号、破産手続開始決定時の住所福岡県筑紫郡那珂川町松木４丁目１番７―102号　サンリヤン博多南
破産者　楠田　淳子
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４８８号
福岡市中央区平尾２丁目12番15―1001号
破産者　岩浅源一郎
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５３８号
福岡市博多区諸岡３丁目27番45―204号
破産者　宮司　佳世
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７５号
宮崎市大橋２丁目189番地１　ベルハイデンス１号、開始決定時の住所宮崎市柳丸町120番地　セ・ラ・ヴィ柳丸507号
破産者　湯田　久代
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３３０号
宮崎市大字本郷北方3718番地１
破産者　日野　睦子
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３３１号
宮崎市大字本郷北方3718番地１
破産者　日野　健二
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４８号
秋田市仁井田字西潟敷368番地
破産者　高橋　謙一
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６０号
福島市飯坂町字横町29番地
破産者　草野　幸子
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第４６号
福島市永井川字合ノ川10番地の11　ハイツホワイトＡ102号室、開始決定時の住所福島市伏拝字台田７番地の１　パレス伏拝307
破産者　布田　正樹
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第６０号
福島市北原３番地の44
破産者　坂下裕次郎
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第６２号
福島市伏拝字台田５番地の６　ハイツハピネス105号室
破産者　松本　幸男
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第５８号
福島県東白川郡鮫川村大字赤坂西野字見渡147番地、前住所神奈川県川崎市多摩区長尾７丁目９番８号
破産者　浅木　繁和
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
千葉県千葉市花見川区幕張町５丁目368番地３、開始決定時の住所千葉県匝瑳市飯倉台33番地９
破産者　木村　久信
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２８８３号
横浜市神奈川区菅田町468番地２　グリーンハイツ仲田303号
破産者　北原　美恵
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８４０号
静岡県沼津市上香貫槙島町1359番地の１　グレイスビラ205号、開始決定時の住所横浜市青葉区元石川町5362番地
破産者　中島　良実
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１１８号
横浜市中区本牧町２丁目471番地６
破産者　堂崎　清人
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部